新たな「福祉レジーム」概念に関する試論

――福祉国家の分析枠組みとして――

伊 藤 新一郎

北星論集(社) 第50号 March 2013

新たな「福祉レジーム」概念に関する試論 ――福祉国家の分析枠組みとして――

伊 藤 新一郎

- 1. はじめに
- 2. 研究の視点
- 3. 福祉国家論・福祉国家・福祉レジーム
 - 3-1 福祉国家論における諸問題
 - 3-2 福祉国家概念
 - 3-3 福祉レジーム概念
- 4. 新たな福祉レジーム概念の構想
 - 4-1 国家概念
 - 4-2 支配と権力
 - (1) Weber モデル
 - (2) Foucault モデル
 - 4-3 新たな福祉レジーム概念
 - (1) 福祉と国家
 - (2) 新たな福祉レジーム概念とそのモデル 類型
- 5. おわりに―結論と今後の課題

1. はじめに

福祉国家論いにおける理論枠組みの概念の 1つとしてwelfare regime があるが、邦語 では「福祉レジーム」という訳での用法が一 般化しており、学術用語としても定着してい る。周知の通り、福祉レジーム概念は「福祉 レジーム 論」(Esping-Andersen = 2000; 2001)以来、広く知られることとなったが、 福祉国家論(特に類型論や国際比較研究)で は「福祉レジーム」と「福祉国家」の両概念 が厳密に区別されて用いられることは少ない。 今日において、両概念の学術的用法における 概念区別の曖昧性が解消されているとはいえ ないであろう。

ここで素朴な疑問が生まれる。それは「この2つの概念の意味内容は互換性のあるもの

とみなせるか、本来は概念的水準の異なるも のではないか」という問いであり、本研究の 問題意識の出発点もここにある。もし, 両概 念が異なる意味内容を示すものであるとすれ ば、その概念上の位置関係も異なるはずであ り、いかなる結果として配置されるのか、配 置されるべきなのかが問われなければならな い。さらに、概念上の配置結果(位置関係) が、福祉国家を分析・考察する上で既存の福 祉国家論とは異なる新たな視角を提供するこ とになるならば、 当該領域における研究上の 意義は小さくないはずである。いわゆる「ポ スト福祉国家」②の構想が理念・政策・制度 の面で活発に議論されている今日, 前述の問 いは福祉国家論が内包する理論レベルの根源 的な課題として把握される必要があるのでは ないか。

以上の内容を踏まえ、本稿では、福祉国家 論をめぐる諸問題について整理した上で、福 祉国家の新たな分析視角としての福祉レジー ム概念について試論的に構想する。

2. 研究の視点

本稿は文献研究である。前述の問題意識と研究目的から研究の視点として以下の2点を設定する。第1に、福祉国家論における概念上の諸問題を指摘し、福祉国家と福祉レジームをめぐる概念用法について概観する。これは新たな福祉レジーム概念を構想する上での前作業となる。第2に、福祉国家と福祉レジームという両概念の位置関係について、国家論

の視点を踏まえつつ試行的に考察・検討する。この作業を通して、「国家」概念の学術的用法における多面性に加え、本稿における「国家」概念も明らかにされる。その上で、「支配・権力」という視点を導入し、「福祉」概念の検討を加えた後、福祉国家分析の新たな理論的枠組みとしての「福祉レジーム」概念を構想しつつ、「福祉国家を福祉レジームの1つのモデル類型」として位置づける。

3. 福祉国家論・福祉国家・福祉レジーム

3-1 福祉国家論における諸問題

福祉国家について論じる場合、避けて通ることができないのが「福祉国家とは何か」という基本的かつ根本的な問題である。福祉国家論では、福祉国家の概念・定義が諸研究者によって千差万別という事態がみられるが、それは福祉国家がもつ多面性を示すと同時に、

「福祉国家は掴みどころのないもの」という 認識を我々に想起させるかもしれない。その 場合,諸研究者による概念規定の「正しさ (妥当性)」を客観的に評価することは容易 ではない。概念や定義はおよそ「各国の歴史 的経験や学問的伝統に根ざしたもの」(岡本 2007: ii)であり、定義の優劣それ自体が問 題ではない。妥当性や優劣を検討すること自 体にさほどの意義は見出せないであろう。ま た、概念規定との関係で言えば、「福祉国家 論は何を論じているのか」という問題も存在 する。このとき、「福祉国家論における(福 祉国家の)論じ方」について今一度確認する というメタ的視点も重要と思われるのである。

福祉国家の概念規定にあたっては多様な視点が存在している(そのこと自体が問題ではない)が、福祉国家の諸研究者は、そこから生じる概念的混乱に敏感でなければならない。分析者が同じ「福祉国家」という言葉を使いながらも、その言葉に含意する内容、すなわち各人の福祉国家の定義が相当に異なってい

る (岡本2007: i)。「何を論じることで福祉 国家を語ろうとするか」について考えること は、「どのような観点から福祉国家を捉える か」という問題, つまりは福祉国家概念をど のように規定するかに係る問題でもある。筆 者は以前に福祉国家概念の類型化として試案 的に、①理念としての福祉国家、②政策とし ての福祉国家、③制度としての福祉国家、④ 政府としての福祉国家, という4つを示した (伊藤2011:17-18)。これは、今日の福祉国 家論においては、少なくとも4つの意味で福 祉国家概念が扱われているのではないかとい う仮説的提示であった。「福祉国家」の概念 規定を明示化せずに、「福祉国家は…」「福祉 国家による…」「福祉国家における…」とい うような記述は、「どの観点から福祉国家を 扱おうとしているか」を明らかにしないまま 議論を始めるということを意味する。

しかしながら、福祉国家とは何かを厳密に 定義することがほとんどないことで、とくに 不都合は生じていないという主張もある。例 えば、「社会支出や給付水準などを比較する だけ、あるいは個別政策を論じるならば、福 祉国家の概念規定は大きな問題ではない」 (新川2011:5)というものである。ところ が、「福祉国家を近代国民国家の20世紀的形 態として捉え, その多様性と変容の意味を政 治経済学的に明らかにしようとする場合、そ もそも福祉国家とは何かを問うことが不可欠」 (新川2011:5) になる。その理由は、①社 会保障や福祉プログラムをもつ国すべてが福 祉国家であるなら, なぜ殊更に福祉国家とい う概念を用いる必要があるのかわからなくな る,②社会政策研究それ自体の重要性を認め るに吝かではないが、福祉国家研究がそれと 同義であるなら、何もわざわざ福祉国家研究 という必要はない (新川2011:6)。

このような見解は、福祉国家を「特定の時代を反映した存在」⁽³⁾として理解することが強調されているため、「福祉国家」を規定す

る際には「社会政策」とは異なる原理にその 根拠が求められるべきであることを主張して いる。「社会政策は福祉国家なしでも存在す ることができるが、逆はありえない」(Esping-Andersen = 2000:63)ことを、福祉国家を 論究する場合に忘れてはならないのである。

さて,前述の内容にも関係して,「社会 (福祉)政策」や「社会保障」といった関係 概念の意味内容も諸研究者によって幅がある が、福祉国家がそれらと同義に用いられるこ とも稀ではなく、同義と前提されていること もしばしばである。それに対し,「福祉国家 論とか, その成立発展とか, その危機とか題 されているものの多くは、福祉制度や社会保 障制度を論じている」(林1992:3)のであっ て、「それらが基幹部分をなすことを疑いな いが、それなら福祉制度論とか社会保障論と か呼称すれば足りるのではないか」という指 摘がある。さらに、福祉国家に係る議論を 「福祉国家論」とみなすためには、①福祉制 度論や社会保障論だけでは不十分であり、② 統治形態や軍事まで含む行財政構造全体の歴 史的変遷を視野に入れることが必要であり, それをもって初めて「福祉国家論が国家論と して成り立つ」(林1992:4-5)という主張 もある(4)。

福祉国家を論究する学問領域が「福祉国家論」であるとすれば、それは「福祉国家-論」(概念規定を含めたその輪郭・特質をどう把握するか)という視点に加えて、「福祉-国家論」(福祉-国家の関係、国家とは何か=国家論、支配論、福祉概念、国家福祉の根拠等)としての意義も重要なのではないかと思われる。そのことは、結局「国家 - 福祉」の関係という極めて基本的な問題を扱うことになるとともに、「国家福祉=福祉国家」という構図になりがちな解釈枠組みを相対化することにもつながる。

3-2 福祉国家概念

議論の対象に対してあらかじめ概念・定義 を与えることが、社会科学における手続き上 のルールならば, 福祉国家についての学問的 営為もまた例外ではないであろう。テキスト 的な定義に従えば、福祉国家は、①混合経済 体制(財政政策・金融政策による国家の経済 活動への介入),②社会保障制度の整備(ナ ショナル・ミニマム保障の制度化), ③完全 雇用政策(職業訓練と労働市場の調整)といっ た構成要素から説明される(5)。また、その典 型的なモデルとして北欧諸国が「最も高度に 発達した福祉国家」とイメージされることも 多い。ここでは、福祉国家概念の基礎的な手 掛かりとして、各種学術辞書における説明か らみていこう。その理由は、識者の間で一定 程度の合意が得られているものと考えられる からである。

(A) 政治学事典(弘文堂2004:936-937)

福祉国家という概念は、第2次世界大戦中イギリスにおいて、ナチス戦争国家(warfare state)への対抗として用いられたのが始まりといわれる。その意味するところは、戦時中に発表されたベヴァリッジ報告(Beveridge Report)によって明らかにされている。ベヴァリッジ報告は、救貧的発想に基づくのではなく、国民生活の最低保障は政府の義務であると論じた。これによって、社会保障が緊急避難としてではなく、普遍的な市民の権利(社会権)として確立されていくことになった。

(B) 現代福祉学レキシコン第2版(雄山閣 出版1998:40)

一般に社会保障を中心とする福祉政策(日本でいう社会保障以外に住宅・住環境政策, 文教政策をも含む場合もある)と完全雇用に 政府が社会的責任を持つような混合経済社会 体制を福祉国家と呼ぶ。殊に社会保障の発達 した国を福祉国家とみる傾向がある。そういう国は、経済的にもある程度、成熟しており、 生活水準も高く、民主主義も発達しているものと想定されるのが普通である。

(C) 福祉社会事典(弘文堂1999:855)

福祉国家とは広範かつ多様な所得保障の体系を基礎とし、これと密接に絡み合いながら、 医療保障、教育保障、住宅保障(ひろくは生活環境)、さらには、生活上のさまざまな障害をもつ虚弱高齢者・心身障害者、母子・児童などにたいする福祉サービスの提供といった広範な政策課題を自己の責任として認め、 その実現に努力する国家をいう。

(D) エンサイクロペディア社会福祉学(中央法規2007:2)

…国家福祉型の社会福祉を重要な構成要素の一つとして含む国家体制の具体的なありよう,それがほかならぬ福祉国家である。…略…福祉国家は、先進資本主義諸国を舞台に、民主主義の成熟、公教育の確立、完全雇用政策の導入などを基盤とし、国民の生存権をはじめとする社会権的諸権利の保障を理念に、社会保障や社会福祉を中心とする社会サービスの充実を国家政策の基本とするような国家体制のありようを意味している。

上記から抽出できるキーワードは、「戦争 国家への対抗理念」「政府による最低生活保 障を権利化」「混合経済社会体制」「民主主義 の確立」「国家福祉型の国家体制」という5 つである。ここから最大公約数として合意さ れていると思われる福祉国家観を描くとすれ ば、福祉国家は、①民主主義による国家統治 (政体)である、②社会サービスや社会保障 給付が慈善・恩恵ではなく、社会権(生存権) に基づいている、③権利としての福祉の主要 な担い手は国家である(国家福祉としての福 祉)、④国家は市場に関与する介入主義的性 格を持つ、という理解が成り立ち、これらが 概ね合意が可能と思われる「福祉国家論にお ける福祉国家観 | といえるだろう。

社会科学上の概念は、社会成員の意識や認識をそのまま反映するとはいえないとしても、それと全く無関係に存在するものではないとすれば、対象とする概念への認識は、しばしばある時代における価値判断や規範意識と連なっていると考えられる。この意味で福祉国家も例外ではない。福祉国家のように、「それ自体が特定の時代のイデオロギーの産物として社会的に定着した概念は、それが同時代人によっていかに観念されていたかという客観的事態に即して内容を判断される」(東京大学社会科学研究所1984:3)、ということになる。

3-3 福祉レジーム概念

つぎに福祉レジーム概念について、最初に Esping-Andersen による説明を手掛かりに みていくことにしよう。Esping-Andersen によれば、福祉国家の研究はしばしば概念的 に混乱を招いているという。その上で、つぎ のように指摘する。「多くの場合、社会政策、 福祉国家、福祉レジームがまるで同じもので あるかのように扱われている。しかし、実際 には、福祉国家は福祉を生産する3つの機構 のうちの1つにすぎない。残る2つとは、市 場と家族である。福祉レジームは、これら3 つの機構がどのように構成されているかを示 す呼称である」(Esping-Andersen = 2001: 97)。Esping-Andersen にとって福祉国家は、 「社会的リスクを管理する3つの源泉の1つ」

「社会的リスクを管理する3つの源泉の1つ」であり、リスクの共同管理のあり方が福祉レジームを規定する(Esping-Andersen=2000:62)。よって、福祉レジームとは、「福祉が生産され、それが国家、市場、家族のあいだに配分される総合的なあり方」(Esping-Andersen=2000:64)ということになる。

一方で、福祉レジームを、「社会保障や福

祉サービスにかかわるいくつかの制度が組み 合わされ、全体としてある特質をもつにいたっ た体制 | (宮本2008:13) とみなすこともあ る。この場合、福祉レジームは、「公的な社 会保障制度, すなわち社会保険, 公的扶助, 社会手当と公共サービスの制度が、私的保険、 企業福祉や民間サービスなどの市場的制度, 家族やコミュニティなどの共同体的制度」 (宮本2008:13) と組み合わされてでき上がっ ている。ちなみに福祉レジームという時の 「福祉」は、「広く社会保障・福祉サービス 全般 | (宮本2008:13) を指している。福祉 国家や社会保障制度と言わずに, 福祉レジー ムという言葉を使うのは、「公的福祉につい ての叙述が中心になるにせよ, 公的な制度と 民間の制度や家族の役割との関係を重視する | (宮本2008:13) ためである。あるいは、 「福祉国家を歴史的に相対化し, その変容を 分析する際に国家福祉以外の福祉機能との関 係を考慮するため」(新川2011:5)ともい えよう。

福祉レジームは、福祉に関する複数の担い 手あるいは制度の組み合わせとその関係性と して構想された概念であるが、その類似概念 として「福祉多元主義」があげられる。これ は、「福祉国家の危機」が指摘されるように なった頃から使われ始めた概念である。その 意味するところについて、Hatch & Mocroft (1983:2) によれば、福祉多元主義とは 「福祉・保健サービスが行政、ボランタリー (非営利民間),営利,インフォーマル部門 の4つの異なった部門から提供されるという 事実を伝えるために使われることがある。さ らに言うならば、福祉多元主義は国家の中心 的な役割を縮小することを意味し, 福祉サー ビスを社会的に供給する上での唯一の実行可 能な手段とみなしてはいない」。Johnson (=1993:60) も,福祉多元主義では,既存 の公的サービスの少なくとも部分的な肩代わ りや、国家が現状よりも支配的でない混合シ

ステムの構築を強く期待している場合がある ことを指摘した。

福祉多元主義が脚光を浴びるようになった 際,福祉国家への批判は,それが中央集権的 で官僚主義的であるというものであった。そ のような仕組みは、住民の多様なニーズに柔 軟に対応することができないばかりか、クラ イエント自身による自己決定の余地を全くあ るいはほとんど与えないものとされた。加え て, 高度経済成長時代が終わり, 財政問題を 抱えた福祉国家に対しては、1980年代には 「小さな政府」と「市場秩序の重視」を標榜 する「新自由主義」による福祉国家批判がア メリカ・イギリス・日本において特に先鋭化 した6。その中で、特に経済学においては 「福祉ミックス」あるいは「福祉の混合経 済」 でという概念も使用されるようになり、 その内容は福祉多元主義と同義の場合もある が、その構成主体として「国家」「民間市場」 「家族」という3つを設定するというもので あった。国家が福祉供給の唯一の主体であっ たことは過去に1度もなかったが、「福祉国 家の黄金時代」にはそのことが忘れ去られて いたかもしれないが、福祉多元主義はそのこ とを思い出させたのである。財政問題による 国家の活動内容に制限あるいは縮小が求めら れることは明らかであったが、福祉多元主義 は必ずしも「国家のスリム化」のみを志向し たわけではなかった。

例えば、国家が積極的に果たすべき役割として、福祉多元主義が機能するための枠組みの提示や条件の設定とその保障などである。国家は、「公正な資源配分を保障できる唯一の存在として、主たる資源の拠りどころであると同時に規制的役割」を担う(Johnson = 1993:67)。国家が主要なサービス供給者ではなくなったとしても、「福祉サービスの主要な財源調達の役割を担い続け、その社会的規制を行う役割を高めることになる(Johnson = 1993:183-184)という点で、福祉多元主

義者は国家に残余的役割以上のものを認めている。

以上のように福祉レジーム概念は「国家・ 市場・家族」という3つの構成要素から成り 立っているが、その特徴は、①3つの指標 (脱商品化・階層化・脱家族化)から先進諸 国を類型化するための概念であること、②そ の意味で、まさに「福祉国家の多様性」に対 応していたこと、③加えて、(複数の国を比 較するにあたり)ある国における福祉の生産 と分配における国内的な分業体制を前提とし たことである。その中でも③については「福 祉多元主義」との共通性を見出せる。しかし ながら,「福祉多元主義」は政策理念として の性格を持っていたこと,類似概念としての 福祉ミックスにおいては「各主体間の役割は 互換可能」と想定されたこと, 福祉国家の類 型化を念頭においた概念ではないこと等を踏 まえると、福祉レジームとの違いが指摘でき よう。

また、福祉レジームと福祉国家の関係について言えば、福祉レジームのあり方における 差異を明らかにする際、分析対象となったのがいわゆる「(西欧・北欧・北米等の) 具体 的な国としての福祉国家群」であったため、

「福祉国家=福祉レジーム」という互換的理解が暗黙のうちに常態化したとも考えられる®。この場合、分析対象である「福祉国家」は「スウェーデン」「ドイツ」といったように具体的に表現される。つまり「スウェーデンあるいはドイツは福祉国家である」という理解がア・プリオリに前提されている。

ここでの「福祉国家」概念は「何らかの基準(条件)からみたある国(およびそのグループ)への呼称」ということであり、もともとそれ自体は価値中立な分析概念である福祉レジームとは異なる次元の概念として扱われることが適切といえるであろう。その意味で、福祉レジームは「福祉国家としての欧米先進諸国」を分析するための概念として作られた

のである。それが、価値中立的な性格をもつのであれば、福祉国家でなくとも福祉レジームは存在すると想定することは可能であって、「歴史的存在としての福祉国家」の分析枠組みとしても活用できるのであり、それは「福祉国家を相対化」する分析枠組みとして構想することができる。

4. 新たな福祉レジーム概念の構想

4-1 国家概念

福祉国家分析のための新たな福祉レジームを構想するには、「国家」概念について自らの立場を明らかにしておく必要があるだろう。いわゆる「国家論」には多様な立場が存在し、その優劣を決定することは難しい。代表的な国家論としては以下がある。

①国家は神の意志に由来し、国王の権力は神から預かったものである(神権説)。②国家は成員の合意に基づくもので、権力は人民にあり国家は人民の権利の受託者である(社会契約説)。③有力な部族等の集団が、他集団を征服して形成された(国家征服説)。④国家を生命ある有機体とみなし、その成員たる個人は全体の機能を分担する(国家有機体説)。⑤国家はある階級が他階級を抑圧・支配するための機関である(階級国家説)。⑥国家は多様な社会集団の1つに過ぎず、諸集団の利害や機能を調整する役割をもつ点で相対的な優越性をもつ(多元的国家論)。⑦国家は他のあらゆる社会集団の上位に立つ最高の社会組織・団体である(一元的国家論)。

これらの中で、対立する構図としては国家 論の中でも起源論として「社会契約説/国家 征服説」、社会との関係論としては「一元的 国家論/多元的国家論」をあげることができ るが、より大きな枠組みとしては「道具的国 家説/主体的国家説」という理解が可能であ る。つまり、国家は何らかの目的のための道 具(手段)であるという主張と国家は自律性 を備えた行為主体(擬人的存在)であるという主張があり、上記の各国家論は、その2つの極論の間に配置されるといえよう。

さて、法学(あるいは国家法学)・政治学的概念としての「国家」は「国家の三要素」 (Jellinek1900=1974) によって定義することが一般化されており、今日では国際法上の「国家」の承認要件として認められている。「国家の三要素」とは、①領域(領土・領空・領海)、②領民(近代以降は国民)、③主権(国家主権)のことを指すが、近代国家を考える際には、③主権が特に重要な意味を持つ。その内容は「最高権(最高独立性あるいは対外主権)」「統治権(対内主権)」「最高決定権(最高機関の地位)」である。

Weber は著書『職業としての政治』において、社会学的にみた場合の「国家(政治団体)」について以下の4点をあげている(Weber=1980:8-9)。①国家をその活動内容から定義することはできない。②その理由は、どんな問題であれこれまでどこかでどの政治団体かが一度は取り上げてきたと考えられるからである。③したがって、いつの時代でも100%国家の専売特許だったと断言できるような問題は存在しない。④近代国家の社会学的な定義は、結局、国家に固有な特殊の手段(=物理的暴力)の行使に着目してはじめて可能となる。

その上で、Weber は「国家」を「ある一定の領域の内部で正当な物理的暴力行使の独占を実効的に要求する人間共同体」(Weber =1980:9)と定義した。このように、Weber にとって近代国家は、「ある領域の内部で、支配手段としての正当な物理的暴力行使の独占に成功したアンシュタルト的な支配団体」であり、そしてこの独占の目的を達成するため、「物的な運営手段は国家の指導者の手に集め」られ、その反面、「かつてこれらの手段を固有の権利として掌握していた自立的で身分的な役職者は根こそぎ収奪され(政治的

収奪過程)」,代わって国家みずからがその頂点に位置するもとして理解された(Weber = 1980:18)。

国家について考える場合,その中軸をなしていた「暴力」への視点は極めて重要である。「国家の三要素説」においては暴力の要素はみえにくいが、国家と暴力は切り離せない。「国家にとって暴力は本質的な事柄であり、正当性の調達に基づく、一群の人たちによる他の一群の人たちへの暴力的権力行使を背景とする支配」(西原2010:162-163)を国家の本質として捉えるべきである(°)。

近代国家の成立は西欧におけるウェストファリア体制による主権国家にその源流を求めることができるが、先にみた「法学的国家概念」と「社会学的国家概念」とは、国家に一元化された「主権」が「暴力」を背景に確立されたという意味において対立的に捉えるべきものではない。

筆者はかつて既存の福祉国家論が、その国 家観として社会契約説を基盤としていること を指摘し、その批判的検討を行った (伊藤 2012)。社会契約説は、絶対主義国家からの 解放を理論づける意味において有効であった ことは否定しないが、それは「擬制性」を内 包しており「フィクションとしての社会契約」 である。その延長線として、本稿でも「国家」 概念を非-社会契約説的に位置づける、いい かえれば道具的国家説の立場はとらない。現 実世界に目を向けた場合,「国家が社会契約 説的な存在ではない」ことは明らかである。 例えば, 本質的に私的所有権を侵害する国家 による「徴税」も「人民の合意」に由来する といえるであろうか。独裁国家による人民へ の粛清行為等も社会契約説で説明することは 困難である。

また,「国家」「政府」「行政」は,区別すべき概念である。しかしながら,福祉国家論においても実際には明確に区別されているわけではない。後述するように,「福祉国家を

福祉レジームの1つのモデル類型」として捉 えようとすれば、「国家」「政府」「行政」の 概念上の区別をすることが必要と思われる。

政府は、国際関係論に代表される政治学では、対外的には「国家の意思を代表するもの=国家そのもの」と考えられ、これは英米流の用法である。一方、ドイツ流に従えば行政府を意味し、より狭い意味では内閣を表す。行政とは官僚機構として理解することが適している。政府が変わっても、国家権力は不変である。法の支配も権力機構としての国家の存在を抜きに機能しない。警察による治安や秩序の維持は、「政府の名において」であるにおいて」与えられた権力行使である。「徴税」も国家のみがもつ権力行使である。「徴税」も国家のみがもつ権力行使であって、政府の権力ではない。政府が変わったところで徴税がなくならないことはそれを示している。

4-2 支配と権力

(1)Weber モデル

福祉国家は、近代以降、人類が歩んできた 道の1つの到達点とされる場合がある。その 道のりは発展の歴史としてみなすべきなのか (発展史観),いわば福祉国家は継続的な進 歩の過程の結果であるという「ホイッグ的な 歴史解釈」 (**)は福祉国家論においても一定の 合意があったように思われる(現在も全くな いとはいえない)。しかしながら、今ここで 「進歩の歴史的産物としての福祉国家」とい う視点とは異なるアプローチをとるならば, それは「支配体制(の1類型)としての福祉 国家」といえるかもしれない。福祉国家を 「支配-権力」という観点から考えるといえ ば,「マルクス主義的」という印象を持たれ ることもあるかもしれないが、決してそうで はない。

我々の生きる世界には、必ず支配が存在し、 それなしに秩序が保たれているとは考えられ ない。「支配-権力」関係から無縁な国家な ど、想定することはおよそ不可能と言わなけ ればならない。とはいえ、そのことを我々が 日々の生活の中で意識することはない。諸個 人が、「自分(たち)は国家によって支配さ れている」と自覚することは皆無といえる。 「絶対的な権力を自由に行使する支配者がい ない | 現代では、支配者による支配を具体化 した形で認知することは独裁国家以外にはな い。これは「支配者は誰か?」という問題意 識と結びついている。「民主主義」によって 「主権在民」としての体裁をもつ国家におい ては, 我々自身が支配者なのである。我々自 身が我々を支配しているという状況は、形式 的には理解できたとしても, それは擬制的と 考える方が現実に即している。建前として 「主権在民という理念とそれを具現化する政 治的続きシステムが存在する」ことと,「現 実世界が主権在民という理念を具現化してい る」ということは別の事柄として考えなけれ ばならない。「脱-人格化された支配」の下 で生きる我々に,「支配を具体的に認知する ことしは縁遠いことなのである。

しかし、先に述べたように国家が物理的暴 力を独占している唯一の存在であるならば, 「国家以外のすべての団体や個人に対しては、 国家の側で許容した範囲内でしか, 物理的暴 力行使の権利が認められていない」(Weber =1980:9-10) のであって、国家が暴力行 使への権利を合法的に保有する唯一の主体・ 団体であることは間違いない。国家も、歴史 的にそれに先行する政治団体も,「正当な暴 力行使という手段に支えられた人間の人間に 対する支配関係」(Weber = 1980:10) なの である。だから、国家が存続するためには、 「被治者がその時の支配者の主張する権威に 服従する」ことが必要である。では被治者は、 どんな場合にどんな理由で服従するのか、こ の支配はどのような内的な正当化の根拠と外 的な手段とに支えられているのか(Weber $= 1980 : 10-11)_{\circ}$

Weber は支配の正当化,つまり正当性の根拠として3つの理念的類型化を行った。いわゆる「支配の正当性の理念型モデル」(Weber=1980:11-13)である。その内容は以下のようなものである。

第1は、「永遠の過去」がもっている権威で、これはある習俗がはるか遠い昔から通用しており、しかもこれを守り続けようとする態度が習慣的にとられることで神聖化された場合である。家父長制や家産領主のおこなった「伝統的支配」がそれである。

第2は、ある個人に備わった天与の資質 (カリスマ)がもっている権威で、その個人 の啓示や英雄的行為その他の指導者的資質に 対するまったく人格的な帰依と信頼・信仰に 基づく支配、つまり「カリスマ的支配」であ る。預言者や選挙武侯、人民投票的支配者、 偉大なデマゴーグや政党指導者のおこなう支 配がこれに当たる。

第3に、最後に「合法性」による支配である。これは制定法規の妥当性に対する信念と合理的につくられた規則に依拠した客観的な「権限」とに基づいた支配で、逆にそこでの服従は法規の命ずる義務の履行という形でおこなわれる。近代的な「国家公務員」や、その点で類似した権力の担い手たちのおこなう支配はすべてここに入る。もちろん実際の服従で非常に強い動機となっているのは、恐怖と希望であり、また、それと並んでさまざまな利害関心が考えられる。

決定的に重要なのは、支配者の手足となって働く補助手段の方である。政治的支配権力はどのようにして自己の支配権を主張し始めるのか。この問いはあらゆる種類の支配について、従ってどんな形態の政治的支配についても当てはまる(Weber = 1980:13-14)。

以上のように、服従の「正当性」の根拠を 問い詰めていけば、結局は以上の3つの「純 粋」型が出てくる。しかもこの正当性の観念 や、それが内的にどう基礎づけられるかは、 支配構造にとってきわめて重要な意味をもっている。もちろん純粋型が実際にはほとんど見当たらないし、これら純粋型相互の間の変容・移行・結合の関係はおそろしくこみいったものである(Weber = 1980:12)。

Weber (=1980:14) によれば、どんな支配機構も支配を継続させようとすれば、次の2つの条件が必要であるという。第1に、人々の行為が、権力の正当性を主張する支配者に対してあらかじめ服従するよう方向づけられていること。第2に、支配者はいざという時には物理的暴力を行使しなければならないが、これを実行するためには必要な物財が服従を通して支配者の手に掌握されていること。要するに人的な行政スタッフ(=官僚機構)と物的な行政手段(常備軍・警察機構等)の2つが必要である。

さて、福祉国家を上記のような類型に照らし合わせて考えてみたい。Weber と福祉国家にどのような接点が見いだせるか疑問に思われるかもしれないが、ここでは「ウェーバーの福祉国家論」というオリジナルな視点からWeber 研究を行った松井を参照してみよう。

松井(1981:74)は、Weberにとって福祉国家とは、「国家権力と国王と官僚の三位一体的主体による、上からの家父長的・恩恵的な福祉国家思想と、その具体的結実としてのビスマルクの社会保険制度にその完成を見た福祉国家=国家官僚制」にほかならなかったことを指摘する。『経済と社会』において、

「福祉国家」は支配形態のひとつとして,具体的にいえば「家父長制的・家産制的支配形態」(松井1981:79)とされている。Weberは,家父長制的支配の特殊ケースとしての「家産制的支配が国家的規模へ拡大したとき,いいかえれば『家産国家的構成体』となったとき,そこに『福祉国家』の典型」(松井1981:79-80)を見出した。

さらに松井 (1981:84) によれば、Weber にとって「幸福主義」「平和主義」とは、肯

定されるべき状態ではなく、拒否されるべき ものであった。なぜなら、「幸福主義」「平和 主義」とは、固定化した強固な既成秩序の中 に個々人が組みこまれ、自ら獲得するのでは なく、与えられた生活の安定の中に安住し、 満足し、そこにこの世の幸福、平和を見いだ そうとする人間の存在様式にほかならなかっ たからである。Weber はこのような事態の 進行を「福祉国家」の中に、すなわち家産制 的な福祉国家の中に、そしてより近代的、合 理的な装いを新たにしたところの福祉国家の 中に見たのである。

(2)Foucault モデル

Weber が述べたような主権的な意味で、 集中かつ独占された物理的暴力を背景とする 権力像とは異なる捉え方をしたのが Foucault である。Foucaultは「君主の至上権を特徴 づける特権の1つは、生と死に対する権利 (生殺与奪の権)」(Foucault = 1986:171) であったとし、「生と死の」という形で表わ されている権利は、実は「死なせるか、それ とも生きるままにしておくかの権利」(Foucault=1986:172) であったと指摘する。Weber による権力像とそこでの秩序は、Foucault にとっては「権力が本質的に、徴収の機関、 窃取のメカニズム, 富の分け前を専有する権 利,臣下から生産物と財産と奉仕と労働と血 を強奪するという形で行使される社会」(Foucault=1986:172) である。そこで権力は、 「何よりもまず掌握の権利」(Foucault=

|何よりもまず掌握の権利」(Foucault = 1986:172)であり、それは頂点として「生命を掌握してそれを抹殺するという特権の形」 (Foucault = 1986:172)をとった。

それに対して、Foucault は古典主義以降 の西洋世界における権力のメカニズムの変更 を、「死に対する権利は、その時から、生命 を経営・管理する権力の要請の上に移行」 (Foucault=1986:173)として理解する。 その結果、死に対する途方もない権力は、今 や「生命に対して積極的に働きかける権力, 生命を経営し、増大させ、増殖させ、生命に 対して厳密な管理統制と全体的な調整とを及 ぼそうと企てる権力」(Foucault=1986:173) の補完物にすぎず、戦争はもはや君主の名に おいてなされるのではなく,「国民全体の生 存の名において | (Foucault = 1986:173) 行 われる。1つの国民全員を死にさらすという 権力は、もう1つの国民に生存し続けること を保証する権力の裏側に他ならない(Foucault =1986:174)。生き残るためには敵を殺すと いう原理は、今や国家間の戦略の原理となり、 そこで生存が問題になるのは、もはや「主権 の法的な存在ではなく, 一つの国民の生物学 的な存在」(Foucault = 1986:174)である。 権力の主要な役割が、「生命を保証し、支え、 補強し、増殖させ、またそれを秩序立てるこ と」(Foucault = 1986:174-175) に変貌し、 「死なせるか生きるままにしておくという古 い権力に代わって、生きさせるか死の中へ廃 棄するかという権力」(Foucault=1986:175)

Foucault によれば、生に対する権力は17世紀以来2つの主要な形態で発展した(Foucault = 1986:176)。第1に、機械としての身体を中心に据えるということであり、身体の調教、身体の適性の増大、身体の力の強奪、身体の有用性と従順さとの並行的増強、効果的で経済的な管理システムへの身体への組み込みである。これを保証したのは、規律を特徴づけている権力の手続き、すなわち人間の身体の解剖 – 政治学(解剖学的政治学)であった。

第2に、18世紀半ばに形成されたもので、種である身体・生物学的プロセスの支えとなる身体に中心を据えるものであり、繁殖や誕生、死亡率、健康の水準、寿命、長寿、そしてそれらを変化させるすべての条件である。それらを引き受けたのは、一連の介入と調整する管理であり、すなわち人口の生 – 政治学

(生に基づく政治学) である。

Foucault は、身体の隷属化と住民の管理 を目的とした多様な技術が出現したときから, 「生-権力(人間の生に中心をおいた権力) の時代」(Foucault = 1986:177) が始まった とする。その発展をみる2つの方向は、18世 紀には明確に区別されたものとして立ち現れ る。第1に、規律であり軍隊や学校などが当 てはまる。第2に、人口の調整であり人口統 計学の発展による人間の数的把握である。こ れらは19世紀における権力の巨大なテクノロ ジーを形成していった。Foucault が見出し た<生-権力>は、資本主義の発達の不可欠 の要因であって,資本主義は「生産機関へ身 体を管理された形で組み込むという代価を払っ てのみ、そして人口減少を経済的プロセスに はめ込むという代償によってのみ」(Foucault =1986:178) 保証された。資本主義に必要 だったのは、「力と適応能力と一般に生を増 大させつつも、しかもそれらの隷属化をより 困難にせずにすむような」(Foucault=1986: 178) 権力のあり方だった。

そのような経緯の中で、おそらく歴史上初 めて, 生命の問題が政治の問題に反映された。 そのような場面での権力が対象とするのは, それに対する権力の最終的な支配=掌握が死 によって表わされるような臣下ではなく, 生 きた存在となるのであり、彼らに対して権力 が行使し得る支配=掌握は、生命そのものの レベルに位置づけられるべきものとなる(Foucault=1986:180)。生を引き受けることを 務めとした権力は, 持続的で調整作用をもち 矯正的に働くメカニズムを必要とする。「も はや主権の場で死を作動させることが問題な のではなくて, 生きている者を価値と有用性 の領域に配分すること」(Foucault = 1986: 182) が関心ごととなる。これらの過程で出 てきた生命,身体,健康,幸福,欲求の満足 への「権利」は、権力の新しいやり方のすべ てに対する政治的対応であったが、この権力

は、「そもそも主権という伝統的権利に基づ くものではない」(Foucault = 1986: 183)。

Foucault の場合、権力は一極に集中している存在ではなく、多様な技術によって構成された「面」として存在し、しかもそれは人びとを「生かす権力」として作動することで支配に寄与していることを強調した。「規律」「管理」「調整」といった手法は、国家による物理的暴力による威嚇を前面には出さず、「適正かつ従順な存在」へと人びとを方向づけるような権力のあり方を登場させたといえよう。

Foucault はこのような権力作用が高度に 高められた状況, つまり解剖学的政治学と生 に基づく政治学が近代以降に資本主義ととも に発展してきた結果として、その具現化を 「福祉国家」の中にみたのである。しかしな がら、Foucault による権力形態の変容への 解釈が、新しい権力の形を描きだしたという 意味で重要な示唆を与えているとしても、Weber 的な意味での物理的強制力としての権力 が全く過去のものとなったかと言えばそうと はいえない。Foucault 的権力の背後には、 やはり Weber 的権力が存在してきたことを, そして現在も存在していることを見逃すべき ではない。それは「民主主義的」とされてい る福祉国家においても例外ではないのである。 「支配-権力|という視点は、「国家論|を 論じる際には必要不可欠であって,「福祉国 家論」ではそのことが取り上げられることは あまりなかったといえよう。

4-3 新たな福祉レジーム概念

(1)福祉と国家

ある知は、どのようにして「常識」という 身分を獲得するのであろうか。丸山高司は次 のように言う。「常識か否かの区別基準は、 <知の内容>ではなく、<知の在り方>であ る…ある知は、『あたりまえのこと』『当然の こと』という在り方を手に入れることによっ て『常識』という身分を獲得する。一般常識であれ特殊常識であれ、それが『常識』であるのは、<自明性>という性格をそなえているからである」(丸山1995:50-51)。このように、常識は<自明な知>である。「あえて疑問視する必要がなく、それゆえ取り立てて正当化する必要のないこと」(丸山1995:51)である。しかし、丸山は次のようにも述べている。「常識は自明であるとしても、それは『けっして疑問視されえない』ということを意味しているのではなく、『さしあたって疑問視されていない』ということを意味しているにすぎない」(丸山1995:53)。

以上のような内容からすれば、「新たな福祉レジーム概念の構想」はある意味、「福祉国家論の常識」に対して「非常識な思考」に基づいていると言ってもよく、現段階では完成された理論枠組みとは言えないであろう。しかし、「福祉国家の新しい論じ方」への可能性として試論的ではあるが構想しようというものである。

福祉国家論では、「福祉国家」「福祉レジーム」「社会政策」といった諸概念を同一視することがあるが、実際はそうではない(Esping-Andersen=2000:63)と指摘されつつも、「福祉国家」と「福祉レジーム」の区別は十分に洗練されているとはいえない。これはすでに前述した通りである。では、概念的区別を明確にするとして、どのような区別が可能になるのであろうか。

例えば、「福祉国家は歴史的に特定の政治 経済条件下で生まれた福祉レジーム」(新川 2011:6)や「福祉国家とは、フォーディズムという資本主義の発展段階に対応した歴史 的に特殊な福祉レジーム」(新川2011:12) といった説明がある。これは「福祉国家を福祉レジームの1つの類型として捉える」という視点に基づく福祉国家の理解であり、それ自体は本稿の構想とも共通する。ところが、本稿が意図している「福祉国家を福祉レジー ムの1つの類型として捉える」という意味は、 言いかえれば、「新たな枠組みで福祉国家を 分析するための福祉レジームを構想する」中 で初めて可能となる。

ここではまず「福祉」について考えてみよ う。「福祉」とは一般的に「幸福」「安寧」と いった意味があるが、これは「状態概念」と して位置づけることができるだろう。一方, 「実体概念」としては各種の社会サービスや 社会保障給付(場合によっては住宅・教育も 含まれる) 等を含めている。「福祉」概念は、 「正確な意味を所定することの困難さ、福祉 水準の判定という手に負えない問題」(Barry = 2004:122) に直面しやすい。それは「福 祉」は主観的な性質のものであると考えられ ることも多いからである。Barry (=2004: 10-11) は正義や個人の権利は、多くの場合、 福祉と結びつけられるようになったことで, 道徳や政治の議論におけるある種の困難の原 因になると指摘する。

また、議論の焦点として全く新しいものではないが、福祉について問われている諸問題として2つあげ、それは第1に福祉の究極的目的にかかわるもの(しかも最終的な解決はおそらく不可能であるという)、第2に、技術的問題(一致した目標に対する有効な手段・方法は何か)というものである(Barry=2004:24)。

このような指摘を踏まえつつ、「福祉」に ついてどのように考えるか。本稿では、「福 祉」は「ある」のではなく「なる」といった 捉え方で考えてみたい。「福祉」は価値的で あり評価的概念であってそれ自体が存在する わけではない。「何かが福祉になる」と考え た方がより現実に即している。現在では、権 利に基礎をおく社会サービスや社会保障給付 が広い意味で「福祉」とされていることは確 かかもしれないが、それは「福祉」を「福祉 国家に還元した」捉え方であり、時代性を強 く反映したものであって普遍的なものではな い。権利を伴わない「何か」を「福祉」として想定することは可能である。それは人権や 平等といった価値や規範を必ずしも要しない。

福祉を分配の観点から考えるならば、それに権利性を伴わせずに存在させることは可能である。仮に権利性を認めるとして、その裏側に義務があるとすれば、それに対する違反は強制力によって阻止され、その強制力をもつのは国家だけである(立岩1998:428)。ある領域内で権力に基づく強制力を及ぼせるのは単一の主体である。この場合、「国家より大きな単位を想定することはできるが、現在それは存在しない。ゆえに現実には国家だけ」(立岩1998:428)である。その意味で、「徴収と分配の主体はあくまで国家」(立岩1998:428)であるほかない。

ここで、「国家の存続(=正当性を獲得す る)には福祉を必要とするのではないか」と いう仮説を立てる。福祉の提供なくして国家 は存続できない、その支配を持続させること はできないと考えてみる。福祉の提供による 人民の生活への国家介入は、福祉国家の専売 特許とはいえないと捉えることは不可能では ない。ある国家体制を成立させ維持するため には、おのずと福祉が不可欠であるとしたな らば,この時,時代に関係なく「何が福祉に なるのか」といえば、それは「人々の生命・ 生存(生きること/生かすこと)及びそれを 可能にする物財と機会」である。前者は「生 命・生存としての福祉」、後者は「財・機会 としての福祉」と呼んでおこう。ただし、こ れらに社会権的な意味での権利性が伴う必然 性はない。社会権に基づいているような生命・ 生存及びそれを可能とする財・機会の場合も あるということにすぎない。

国家の存続のためには被治者を「生かす」 必要がある。そうしなければ支配の持続に必 要な資源を、いわば私有財産の一部を搾取す る(=徴税)という強制的な暴力行使を持続 させることはできない。「人々を生かす」こ

とで「搾取は正当化される」のである。それ は根源的に, 民主的手続きに基づく法の支配 の担保なしに成り立たせることができる。よっ て,「人々の生命・生存」を可能とする「財・ 機会として福祉」さらに「生命・生存として の福祉」を提供すること(分配すること), は国家にとって必須の営為である。それは 「福祉国家」に特有のものではない。むしろ その特徴は、「提供する(分配する)根拠・ 動機」に求められるべきであり、それは「国 家が何を得るか」という視点から把握できる。 このように考えれば、「福祉国家」につい て,「字義的には福祉を重視する国家」と定 義することは,「同義反復的な規定はおよそ 無内容」(東京大学社会科学研究所1984:2) ということになる。「実際はともかく建前と して福祉を重視しない国家などありえない」 (東京大学社会科学研究所1984:2)といっ た指摘は、時代背景に関係ないという意味に おいてこそ妥当するのである。時代背景の問 題は「国家が何を得るか」という点とそこで の「国家-福祉|構造から扱われるべきなの である。

(2)新たな福祉レジーム概念とそのモデル類型

さて、上記を踏まえた上で、新たな福祉レジーム概念について考えてみよう。「レジーム」という概念は「体制」と訳することできるが、その用例としてフランス革命以前の「アンシャン・レジーム」(旧体制)が代表的である。また、「レジーム」概念を使用したものとしては政治学における国際関係論での「国際レジーム」[□]がある。ここでは、「レジーム」を「体制」という意味で用いるが、その体制とは「支配体制」である。

よって新たな福祉レジームは、国家による 支配体制を「福祉」の視点から分析すること を意図する概念である。言いかえれば、「自 らの正当性の確保および持続を目的として、 国家が行う福祉分配の体系とそれによって成 立する国家体制」といえる。国家が福祉を提供(分配)し、人民の生活に介入する根拠に はいくつかのモデルが考えられる。いわば、

「国家は福祉を提供することで何を得ているのか」、という観点から歴史上存在したと考えられる国家体制を福祉レジームのモデルとして「国家 - 福祉」構造から類型化する。その中の1つのモデル類型として位置づけることで、福祉国家はその「機能」ではなく「構造」という観点から、歴史的かつ類型的に描き出されることになる。

新たな福祉レジーム概念を使った福祉国家 分析の構成要素は以下の6点である。

第1に、一定の領域内の画定という「法学的国家観」と「Weber的(社会学的)国家観」を基礎とし、「国家」を「機能」ではなく「構造」から捉える。「国家」は「政府」「行政」と明確に区別される。

第2に、「国家-福祉」の関係を説明する 上で「支配-権力」構造という視点を導入す ることで、「搾取-分配のメカニズム」は国 家にとって本質的かつ普遍的な営みであるこ とを示す。

第3に、「福祉」を「人々の生命・生存 (生きること/生かすこと)及びそれを可能 にする物財と機会」として捉える(「生命・ 生存としての福祉」「財・機会としての福祉」。 それは「福祉」をキーワードとして国家論を 語ることになる(国家の存立要件としての福祉)。「権利に基づく福祉」というあり方は歴 史的に相対化され、「国家による福祉(国家 福祉)」の意味も普遍化される。

第4に、「国家」が「福祉」を提供する根拠は、「国家」が存続する(=正当性を獲得する)ことを目的として「何か」を得ることに由来し、それが正当性を支える。

第5に、「Weber的(社会学的)国家観」を前提とし、そこでの「国家-福祉」構造という視点から、歴史的かつ類型的に福祉国家を位置づけることで「機能論的」ではなく

「構造論的」に福祉国家を論じることができる(福祉国家論の脱構築)。

第6に、どの国家にも「支配」「権力」「正当性」が不可欠であるとすれば、福祉レジームに基づいて、その歴史的類型モデルを構想する際にWeberによる「支配の正当化の諸類型モデル」を援用することが有益である。

さて、「モデル」は社会科学においてよく 用いられる説明道具である。「モデルはある 現象を概念化し、一連の変数間の関係を整理 するのを助ける概念的枠組み」(Johnson = 1993:9)である。モデル構築の目的は、

「建造物の様式を称賛する(評価する)ことにあるのではなく、私たちにとっては、経済や社会生活のある領域に関する事実、システムおよび選択に内在するすべての無秩序や混乱のなかに、何らかの法則性を見出すことに役立たせるため」(Titmuss = 1974:27)であることを踏まえ、新たな福祉レジームに基づくモデル類型として以下の4つを構想する。

第1類型は、慈恵国家(伝統モデル)であり、国家は福祉の提供により被治者から(支配者への個人的)忠誠を得ることで正当性を獲得しようとする。「福祉」は恩恵的・慈恵的な性格である。想定される例は、西欧の絶対王政(あるいは戦前の天皇制)であり、そこでの権力構造は「物理的暴力としての権力 >規律権力」といえる。

第2類型は、戦争国家(カリスマモデル)であり、国家は福祉の提供により勝利を得ることで正当性を獲得しようとする。「福祉」は戦争遂行のための厚生事業としての性格である。想定される例は、ファシズム(ナチスドイツ)であり、そこでの権力構造は「物理的暴力としての権力≥規律権力」といえる。

第3類型は、福祉国家(合法-権利モデル)であり、国家は福祉の提供により経済成長を得ることで正当性を獲得しようとする。「福祉」は権利的な性格である。想定される例は、西欧諸国及び北欧諸国であり、そこでの権力

構造は「物理的暴力としての権力≦規律権力」 といえる。

第4類型は、ポスト福祉国家(合法 - 競争 モデルあるいは合法 - 市場モデル)であり、 国家は福祉の提供により経済成長を得ること で正当性を獲得しようとする。「福祉」は権 利的な性格を帯びつつも、個人の自己責任・ 自助努力の見返りとしての性格である。想定 される例は未確定であり、可能性として市場 と競争に依拠する国家モデルが考えられる (自由主義福祉レジームか?)。そこでの権 力構造は「物理的暴力としての権力≦規律権 力」だが、第3類型と比較して規律権力の程 度はやや弱まる。

5. おわりに─結論と今後の課題

本稿では、福祉国家論をめぐる諸問題について整理した上で、福祉国家の分析視角としての新たな福祉レジーム概念について試論的に構想した。結論としてこれまでの内容を要約すれば以下の5点になる。

第1に、福祉国家論では「福祉国家」を論 じているのか、それに関係する内容について 論じているのかが曖昧な面がみられる。福祉 国家を論究する学問領域が「福祉国家一論」で あるとすれば、それは「福祉国家一論」(概 念規定を含めたその輪郭・特質をどう把握す るか)としての視角に加えて、「福祉 – 国家 論」(国家 – 福祉の関係、国家とは何か = 国 家論、福祉概念、国家福祉の根拠等)として の視角も重要ではないか。

第2に、最大公約数として合意されている と思われる「福祉国家論における福祉国家観」 は、①民主主義による国家統治(政体)、② 社会サービスや社会保障給付が慈善・恩恵で はなく、社会権(生存権)に由来、③国家が 権利としての福祉の主要な担い手、④国家は 市場に関与する介入主義的性格、という構成 要素から成り立っている。 第3に,既存の福祉レジーム概念は,「(西欧・北欧・北米等の)具体的な国としての福祉国家群」を分析対象とすることを想定して考案されたため,「福祉国家=福祉レジーム」という互換的理解が暗黙のうちに常態化したと考えられる。この場合,「福祉国家」概念は「何らかの基準(条件)からみたある国(およびそのグループ)への呼称」ということであり,もともとそれ自体は価値中立な分析概念である「福祉レジーム」概念とは異なる次元の概念として扱われることが適切といえる。

第4に、「国家」概念は「(Weber 的)社会学的国家概念」を基礎としつつ、「法学的国家概念」としての主権国家としての近代国家を前提とし、「国家」概念を非一社会契約説的に位置づけ、道具的国家説の立場はとらない。その理由は、現実世界に目を向けた場合、「国家が社会契約説的な存在ではない」ことは明らかである。

第5に、「支配-権力」についてWeberとFoucaultを参照しながら、その差異性を明らかにした上で、Foucaultが新しい権力の形を描きだした点は福祉国家を捉える場合に示唆的であるとしながらも、Weber的権力がその意義を失ってはいないとした。それは「民主主義的」とされる福祉国家も例外ではなく、「支配-権力」という視点は、「国家論」を論じる際には必要不可欠であり、「福祉国家論」に採り入れることで福祉国家分析に新たな視角が得られる(福祉国家論の脱構築)。

最後に、福祉を「人々の生命・生存(生きること/生かすこと)及びそれを可能にする物財と機会」とした上で、新たな福祉レジーム概念を「福祉」の視点から国家論として福祉国家を論じることを意図して、「自らの正当性の確保および持続を目的として、国家が行う福祉分配の体系とそれによって成立する国家体制」とした。それを支える核は、「国家」が「福祉」を提供する根拠は、「国家」

が存続する(=正当性を獲得する)ことを目的として「何か」を得ることに由来し、それが正当性を支えるという論理である。そして、福祉レジームの歴史的な類型モデルとして「慈恵国家」「戦争国家」「福祉国家」「ポスト福祉国家」の4つを試行的に提示した。

本稿の限界として残された今後の課題は、 福祉国家の新たな論じ方を追求するために、 分析枠組みとしての新たな福祉レジーム概念 について、その理論構築をより精緻化するこ とである。現時点では、かなり大まかな構想 になっており、福祉国家の新たな分析枠組み として十分な体裁を整えていない。ここから 3点の下部的課題が抽出される。

第1に,試行的に提案した福祉レジーム概 念に基づき,各国家体制を類型化する場合の 基準として,国家の特質について例えば,

「恩恵性 - 権利性」「介入的 - 放任的」「自由的 - 統制的」といった尺度を採り入れ, 4つのモデルを歴史的経過として配置できないかを検討することである。

第2に、「国家」「政府」「行政」が区別される場合、4つのモデルにおいて「政府」 「行政」はどのような共通性と差異性を見出せるか検討することである。

第3に、福祉レジームとして今回は4つの モデルを提示したが、近代国家の歴史的経緯 をみた場合、「夜警国家(自由主義国家)」に ついての扱い方は検討する余地がある。

(注)

- (1)社会科学において「福祉国家論」と「福祉国家研究」は、通常、同義として用いられているが、本稿では「福祉国家論」で統一する。それは、「福祉-国家論」という視点から「福祉国家」を扱おうという意図に由来する。この立場が「福祉レジーム」を新たに構想することにつながっているのであり、「福祉国家研究」という表現を否定しているものではない。
- (2) グローバル化・少子高齢化・サービス経済化 といった世界的趨勢の中で,今日における

- (もしくは今後の) 国家モデルあるいは社会経済モデルについて確立されていないという意味で「ポスト」なのであって、それを「福祉国家の21世紀モデル」と理解するかについては議論の余地がある。「20世紀的前提条件」がどのようにリニューアルされるべきなのか、そこでは社会経済活動における公的セクターの役割の再規定が焦点となることは間違いない。その場合、「再商品化」「家族支援(性別役割分業)」「人口政策」といった内容は重要な意味を持つと思われる。
- (3)この点についてつぎのような指摘がある。「われれが福祉国家について賛否両論を闘わせる場合、福祉国家が歴史的に特殊なリスク構造を伴った歴史的に特殊な人口分布に向けて打ち出されたものであることを忘れないようにすることが全体に必要である」(Esping-Andersen = 2000:62)。
- (4) このような主張は、林が財政学から福祉国家 ヘアプローチしていることに由来し、いわゆ る「広義の福祉国家」として捉える立場を前 提としたものと考えられる。しかし、「国家論 として福祉国家論を考えるならば」という認 識は、本稿にも通じるところがあり、その意 味で示唆的である。
- (5) 例えば、N. Johnson はイギリスを例に福祉国家を構成する3つの要素として、①社会保障、ナショナル・ヘルス・サービス(NHS)、教育、住宅、雇用サービス、高齢者・障害者・身寄りのない子どもたちに対する福祉サービスを含む広範な社会サービスの導入とその拡大。②最高の政策目標としての完全雇用の維持。③国有化プログラムをあげている(Johnson = 1993:1)。これは、一般的なテキスト的定義とほぼ重なると見なすことができる。
- (6) アメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権、日本の中曽根政権がその具現化とされる。これについては、「福祉国家の危機」への対応を見た場合、先進諸国においてアメリカと日本という社会支出の比率が GDP や国民所得からみて相対的に高くない国(西欧を基準とした場合に、それとの比較で福祉国家化が未成熟とされていた国)において、最も新自由主義的政策が鮮明に現れたことが指摘されることがある。
- (7)福祉ミックス論においては、社会全体の福祉

- の総量 (TW) = 政府 (S) + 市場 (M) + 家族 (H) として想定され、各主体での福祉生産の増減は、それ以外の主体による福祉生産での充足が可能であるような考え方が採られている (例: R. Rose)。つまり、各主体間での福祉生産は相互に補完的な関係にあるため、そのバランスが変化しても総量が保たれれば良いという点で、3つの主体が生産する福祉は等価交換が可能とみなしている。
- (8) Esping-Andersen は当初「福祉国家レジーム」という語を用いていたが、「福祉国家の役割を相対化する(福祉は国家のみによって提供されているわけではないことを強調する)ために、後から「福祉レジーム」という語を使用するようになった。「福祉国家」と「福祉レジーム」が互換性のあるものと見なされることがある背景には、このような経緯も無関係ではないかもしれない。
- (9) 国家を考える際に「暴力」という視点が本質 的なものとして極めて重要な意味をもつこと を強調する主張として、萱野(2005)がある。
- (II) このような歴史観は、福祉国家論における西欧中心主義にもつながる。「西欧 非西欧(あるいは東洋)」というオリエンタリズム的思考が根強い原因とも考えられる。「福祉」に関する社会科学研究の歴史も西欧から始まったことで、このような歴史観から自由になることが難しいという状況は日本の福祉研究者にとっても共通する。
- (11)「国際レジーム」概念として最も知られているのは、Krasner によるものである。「国際関係の特定の領域において、アクターの複数の期待が収斂するところの黙示的または明示的な原則・規範・ルール・意思決定過程のセット」(Krasner1982:2)。

引用文献一覧

- · Esping-Andersen, Gosta, 1999, Social Foundations of Postindustrial Economies, Oxford University Press (=2000, 渡辺雅男・渡辺景子 訳『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店).
- · Esping-Andersen, Gosta, 2001, A Welfare State for the 21 st Century (=2001, 渡辺雅男・渡辺景子 訳『福祉国家の可能性 改革の戦略と理論的基礎』桜井書店).

- ・Georg Jellinek, 1900, Allgemeine Staatslehre (=1974, 芦部信喜ほか共訳『一般国家学』 学陽書房).
- · Hatch, S. & Mocroft, I., 1983, Components of Welfare, Bedford Square Press, London.
- ・林 建久 (1992) 『福祉国家の財政学』有斐閣.
- ・伊藤新一郎(2011)「『福祉国家』と『福祉レジーム』―概念規定の整理と関係性の再構築」 『北海道社会福祉研究』第31号,10-22.
- ・伊藤新一郎 (2012)「福祉国家論の理論的基盤 に関する批判的考察—社会契約論-国民国家論 の視点から」『北星論集』第49号,81-98.
- · Johnson, Norman, 1987, Welfare State in Transition: The Theory and Practice of Welfare Pluralism, Harvester Wheatsheaf (=1993, 青木郁夫・山本隆訳『福祉国家のゆくえ――福祉多元主義の諸問題』法律文化社.
- ・萱野稔人(2005)『国家とはなにか』以文社.
- · Krasner, Stephen D., 1982, Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables, in Stephen D. Krasner, ed., International Regimes, Ithaca: Cornell University Press, 1–22.
- ・丸山高司(1995)「2『常識』について」43-80,新田義弘・丸山圭三郎ほか編『岩波講座 現代思想16 権力と正統性』岩波書店.
- ・松井二郎 (1981)「ウェーバーの福祉国家論」 『北星論集』第19号, 71-90.
- ・Michel Foucault, 1976, La volonté de savoir (Histoire de la sexualité, Volume 1) (= 1986, 渡辺守章 訳『知への意志 性の歴史1』 新潮社).
- ・宮本太郎 (2008) 『福祉政治 日本の生活保障 とデモクラシー』 有斐閣.
- ・西原和久(2010)『間主観性の社会学理論』新泉社。
- ·Norman Barry, 1999, WELFARE, 2nd edition (=2004, 斎藤俊明ほか訳『福祉―政治哲学からのアプローチ』昭和堂.
- ・岡本英男(2007)『福祉国家の可能性』東京大 学出版会。
- ·R.M. Titmuss, 1974, Social Policy: An Intoroduction, George Allen & Unwin (= 1981, 三友雅夫監訳『社会福祉政策』恒星社厚生閣).
- ・新川敏光 (2011) 「序章 福祉国家変容の比較 枠組」 1-49, 新川敏光編著『福祉レジームの

収斂と分岐 脱商品化と脱家族化の多様性』 ミネルヴァ書房.

- ・立岩真也 (1998)「分配する最小国家の可能性 について」『社会学評論』 49(3), 426-445.
- ・東京大学社会科学研究所編(1984)『福祉国家 1 一福祉国家の形成』東京大学出版会。
- ・Weber Max, 1919, *Politik als Beruf* (=1980, 脇 圭平訳『職業としての政治』岩波文庫).

[Abstract]

Preliminary Study of the New "Welfare Regime" Concept As an Analysis Frame of the Welfare State

Shinichiro Ito

This paper elaborates a plan for a preliminary study about the welfare regime concept as the new analysis frame of the welfare state after having indicated problems of the welfare state theory. There are three points in this study. First, this paper defines welfare as "the wealth, goods, and opportunities that enable life and survival of people".

Second, this paper defines the new welfare regime concept as "a system of the welfare distribution that a nation performs for the purpose of securing its own legitimacy and continuation and national polity to be thereby established." The intention is to discuss the welfare state as the theory of the State from the viewpoint of "the welfare." Third, this paper suggests the "charity state," "warfare state," "welfare state," and "post welfare state" as four historic type models of welfare regimes.